

さ情審査答申第161号  
平成30年11月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年4月15日付けで貴職から受けた、「平成27年度西来るフェスタの業務委託に関する行政情報（中止に係る協議を含む）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

平成28年3月11日付け西区コ第1665号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する異議申立ては、異議申立ての利益がない申立てであると認められる。

よって、本件異議申立ては却下されるべきである。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

中止に係る協議の文書が特定されていない。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

西来るフェスタは、自転車を媒体に、荒川サイクリングロード及び荒川河川敷を活用した健康づくり・スポーツ振興を図ることを目的とした事業であ

るが、河川敷でのイベントであるため、強風の影響を受けやすい。

気象情報や報道番組等ではイベント当日は相当の強風が吹くとの情報が伝えられていたが、区役所、実行委員会としては極力開催する方向で準備を進めていた。

しかしながら、日を迫うごとに荒天予報が強く報道されることとなり、最終的にはイベント前々日の2月12日午後、西来るフェスタ実行委員長との協議を経て開催は危険と判断し、中止を決定した。

開示請求にあたり、当該事業では、「西来るフェスタポスター、チラシ作成業務」「西来るフェスタチラシ全戸配布業務」「西来るフェスタ会場設営等業務」の3つの業務委託があるため、各々の契約行為に係る文書を特定した。

異議申立人は「中止に係る協議の文書が特定されていない」と主張し、協議に係る文書の開示を求めているが、開示請求の内容にある「中止に係る協議の文書」としては、さいたま市業務委託契約基準約款第6条第1項の規程に基づき、委託者と受託者が交わした「業務内容変更協議依頼書」（「西来るフェスタ会場設営等業務『支出負担行為伺書（工事委託等・変更伺）』

（平成28年2月15日決裁）」を含むを特定した。当該協議依頼書は、委託料や履行期間に変更がある場合に必要となる書類であり、西来るフェスタの開催を中止したことに伴い、一部業務を除く業務の中止依頼が記載されている。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人が平成28年2月26日に開示請求を行った「平成27年度西来るフェスタの業務委託に関する行政情報（中止に係る協議を含む）」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、「業務内容変更協議依頼書」を含む業務委託に関する行政情報を特定し、条例第7条第2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行ったところ、異議申立人は、特定し開示した情報には、中止に係る協議の文書が特定されていないため、文書特定の瑕疵があるという主張から、処分の取消しを求めて本件異議申立てを行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

(1) 異議申立人は、中止の協議に関する文書が特定されていないことから文書特定の瑕疵があるという理由で、本件処分の取消しのみを求めている。

すなわち本件異議申立ては、実施機関の一部不開示決定部分についての開示を求めているわけではなく、本件処分についての異議申立てではないから、異議申立ての利益がないといわざるを得ない。

- (2) しかしながら念のため、当審査会において開示された文書を確認したところ、実施機関が特定した「業務内容変更協議依頼書」とは、市長から委託事業者に業務中止の依頼を協議することを申し入れたものであり、件名、履行場所、変更する内容が記載されていた。異議申立人が文書特定の瑕疵を主張していることから、実施機関と異議申立人の双方に認識の相違があったとも考えられるが、当該文書は、開示請求書の、開示請求に係る行政情報の名称の欄に記載されている「平成27年度西来るフェスタの業務委託に関する行政情報（中止に係る協議も含む）」ではないとは言えないことから、文書の特定に瑕疵があったとまでは言えない。

- 3 以上の次第であるから、本件異議申立ては、異議申立ての利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 4月15日	諮問の受理（諮問第422号）
②	平成30年 6月21日	審議
③	同 年 10月18日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)